

令和4年3月29日

第3回

須崎市農業委員会総会 議事録

	会 長	事務局長	次 長	係
仰 裁				

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2
2. 開会日時 令和4年3月29日(火) 午後3時
3. 出席委員 (農業委員8名) 中西会長 谷岡会長職務代理者
鍋島委員 堅田委員 中村委員
谷脇(裕)委員 古谷委員 山口委員
4. 欠席委員 (なし)
5. 出席職員 (事務局3名) 国広局長 竹下次長
森本主幹
6. 議 事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第2号 農用地利用集積計画について(諮問)

開会宣言	<p>中西会長</p> <p>只今から、令和4年第3回須崎市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>国広局長</p> <p>本日も、新型コロナウイルス感染予防対策として、推進委員の意見を集約後、農業委員を参集しての開催となっています。議案説明は可能な範囲で簡略し、開催時間の短縮に努めますのでご理解のほどお願いします。</p> <p>それでは、会長よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>本日は、忙しい中お集まりいただきありがとうございます。本日は議案が少ないですが、慎重な審議の上、適切な決定をいただきたいと思います。</p> <p>それでは日程第1、議事録署名人の選任についてでございますが、私の方で指名してよろしいですか。</p>
意 見	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議事録署名	<p>中西会長</p> <p>それでは、本日の議事録署名人は7番 古谷委員、10番 堅田委員、よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>それでは日程第2、議事に入らせていただきます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>国広局長</p> <p>【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 番号1から番号2まで議案書をもとに朗読】</p>
補足説明	<p>竹下次長</p> <p>それでは補足説明します。今月の案件は2件になります。番号1について、今回の申請は、申請地の後ろにある居宅を親族から贈与されるので、農地についてもいっしょに贈与をするために手続きをするものです。譲受人は、水稲、露地野菜を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地の全てを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間150日農作業に従事しています。下限面積は、現在の経営面積は、30aに</p>

	<p>達していませんが、今回の申請の面積を含めると30aに達します。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は、申請地で露地野菜を作るとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。番号2について、譲受人は、水稻、露地野菜を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地の全てを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人の妻が年間300日農作業に従事しています。下限面積は、現在の経営面積が30aに達しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は、申請地で露地野菜を作るとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。以上農地法第3条第2項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>中西会長 皆さんから、何かご意見ございませんか。</p>
意 見	<p>15番 谷岡委員 番号1については、補足説明があった通り、家と併せて農地を譲り受けるものであり、周辺への影響もなく問題ありません。</p> <p>7番 古谷委員 番号2について、1年ほど前に譲受人が譲渡人から家を購入し、その家の前にあった畑を譲り渡すものです。畑として耕作していくものであり、問題はありません。</p>
議 長	<p>中西会長 推進委員の意見集約でも問題はないとの事でした。他に皆さんからご意見がありましたら、お願いします。</p>
審 議	<p>中西会長 他に何かご意見はありませんか。問題がないようでしたら、番号1から番号2について、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>中西会長 それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議については、許可することに決定いたします。</p>

議 長	中西会長 <p>続きまして、議案第2号 農用地利用集積計画について（諮問） の審議を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	国広局長 <p>【議案第2号 農用地利用集積計画について（諮問） 議案書をもとに朗読】</p>
補足説明	森本主幹 <p>【整理番号R3-44について別冊をもとに朗読】</p> <p>利用権設定については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に照らして各要件を満たしていることが必要なので説明をします。</p> <p>整理番号R3-44について、借受人の主たる経営作物はショウガで、構成員は1人、うち1人が専従者となっております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号要件は、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることとなっており、農業による自立の意欲、能力が認められるなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると考えます。第2号イ農用地のすべてを効率的に利用することの要件、第2号ロ農作業に常時従事することの要件につきましても、適合すると考えます。第3号の要件は、法人でないため今回は対象ではありません。第4号の規定で、対象農地の所有権等の権利を有する者のすべての同意については、所有権以外に規定する権利を有する者がいないため、対象ではありません。以上で、今回の申請1件について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	中西会長 <p>推進委員の意見集約でも問題はないとの事でした。この件について、ご意見ご質問等ありますでしょうか。</p>
意 見	7番 古谷委員 <p>今回の申請地は田ですが、稲を植えていませんでした。持ち主はトラクターも持っておらず、管理が難しい状態でした。今回借賃が安いですが、申請前に相談があり、借受人は休耕田を安く借りて耕作し、インターネット等で販売を行うとの事で、問題はありません。</p>
審 議	中西会長 <p>他に何かございませんか。なければ、承認することに決定しますがよろしいでしょうか。</p>

採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	<p>中西会長 ご異議ないようですので、議案第2号 農用地利用集積計画について（諮問）を承認することに決定し、答申することとします。</p>
議 長	<p>中西会長 以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、他に何かございませんか。</p>
そ の 他	<p>竹下次長 互助会の明細について 定例会の予定について 活動記録簿の提出について 活動に基づく能率給について 活動記録簿の様式について</p> <p>森本主幹 令和4年度農振農用地除外について 農振農用地除外の取り下げについて</p>
閉会宣言	<p>中西会長 その他、何かございませんか。 ないようでしたら、以上で第3回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。</p>
閉会 午後 3時22分	

その真正なることを証して署名する。

議 長

7 番

10 番